

## よくある相談事例

対象	林業機械
タイトル	林業に必要な資格・免許について
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・林業の現場で働くには、どのような免許・資格が必要ですか。</li><li>・どこで取得できますか。</li></ul>
助言等	<ul style="list-style-type: none"><li>・現場で従事する作業内容によって、必要となる資格・免許は異なりますが、一般的な免許・資格は別紙のとおりです。</li><li>・これらの免許・資格を取得するには、鹿児島県林業労働力確保支援センターが実施する研修（鹿児島きこり塾，緑の雇用研修など）もしくは技能講習・特別教育等を受講する必要があります。</li><li>・また，伐木等業務（チェーンソー），刈払機取扱作業者と車両系伐木伐出機械運転については，林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部も講習会を開催しています。（なお，別途受講料が必要です）</li></ul>

## (別紙)

## 労働安全衛生法に基づく林業作業に必要な免許・資格等

区分	種類	対象業務	業務内容と受講資格	講習時間
免許を要するもの	林業架線作業主任者	機械集材装置又は運材索道の業務	1・原動機の定格出力が7.5KWを越えるもの 2・支間の斜距離の合計が350m以上のもの 3・最大使用荷重が200Kg以上のもの ※当該業務に2年以上の経験がある者	学科50時間 実技50時間
技能講習を要するもの	玉掛	移動式クレーンへの玉掛けの業務	制限荷重が1t以上の揚荷装置又は吊り上げ荷重が1t以上のクレーンの玉掛けの作業	学科12時間 実技7時間
	はい作業主任者	はい付け、はいくずしの業務	荷の高さが2m以上となる、はいの「はい付け又ははい崩し」の作業 ※当該業務に3年以上の経験がある者	学科12時間
	クレーン等運転関係	小型移動式クレーンの運転の業務	吊り上げ荷重が5t未満の移動式クレーンの運転の業務	学科13時間 実技7時間
	車両系建設機械運転	車両系建設機械の運転の業務	機体重量が3t以上の建設機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走するものの運転（道路走行は除く）の業務	学科13時間 実技25時間
	ショベルローダー等運転	ショベル（フォーク）ローダーの運転の業務	最大荷重が1t以上のショベルローダー等の運転（道路走行は除く）の業務	学科11時間 実技24時間
	不整地運搬車運転	不整地運搬車の運転の業務	最大積載量が1t以上の不整地運搬車の運転（道路走行は除く）の業務	学科11時間 実技24時間
	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者		・掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削業務 ・土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取外しの業務	学科17時間
安全衛生特別教育を要するもの	伐木等の業務（チェーンソー）	伐木等の業務	1・胸高直径20cm以上の立木の伐採	学科9時間 実技9時間
	機械集材装置の運転の業務	機械集材装置の運転の業務	機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属するものにより構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう）の運転業務	学科6時間 実技8時間
	小型車両系建設機械運転の業務	小型車両系建設機械運転の業務	機体重量が3t未満の建設機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走するものの運転（道路走行は除く）の業務	学科7時間 実技6時間
	車両系伐木伐出機械等運転の業務	伐木等機械の運転の業務	伐木・造材、原木等の集積を行うための機械の運転の業務 ※対象機械 ハーベスタ、プロセッサなど	学科6時間 実技6時間
		走行集材機械の運転の業務	車両の走行により集材をおこなうための機械の運転の業務 ※対象機械 スキッダ、フォワーダ、林内作業車など	学科6時間 実技6時間
簡易架線集材装置・架線集材機械の運転の業務		動力を用いて原木等を巻き上げることにより運搬するための機械の運転の業務 ※対象機械 タワーヤード、スイングヤード ウィンチ付グラップルなど	学科6時間 実技8時間	
安全衛生教育を要するもの	刈払機取扱作業員		刈払機を使用する作業に従事する業務	学科5時間 実技1時間
	荷役運搬機械等によるはい作業従事者		荷役運搬機械等によるはい作業に従事する業務	学科5時間
	造林作業指揮者		造林作業の現場で、造林作業従事者に対し、作業の指揮を行っている者等	学科6.5時間